

2008年9月1日

荘内銀行において相続ニーズに対応した 変額終身保険「フォーライフ ロールアップ」を発売

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン、以下「ハートフォード生命」）は、本年9月1日（月）より、死亡保険金の最低保証額が10年間にわたって増加する一時払変額終身保険「フォーライフ ロールアップ」を株式会社 荘内銀行（本社：山形県鶴岡市、代表者：代表執行役頭取 國井 英夫）において販売開始します。

「フォーライフ ロールアップ」は、一時払保険料を特別勘定で運用し、被保険者が亡くなられた時の資産残高または死亡保険金の最低保証額のいずれか大きい金額を受け取ることができる相続ニーズに対応した変額終身保険です。本商品の最大の特徴であるロールアップ死亡保障機能により、運用成果にかかわらず、死亡保険金の最低保証額が毎年2%ずつ10年間にわたって最大120%まで増加します。死亡保険金の最低保証額が着実に増えることで、将来のインフレにも備えることができます。

相続に際しては、死亡保険金を速やかにお受け取りいただくことができ、相続時の納税資金等にご活用いただけます。あらかじめ死亡保険金受取人を指定することにより確実な遺産分割手段として利用することもでき、また、「相続年金支払特約」を付加することにより、死亡保険金を「年金でのこす」ことを契約者が指定することも可能です。

商品名	販売開始日	販売会社
フォーライフ ロールアップ	2008年9月1日（月）	株式会社 荘内銀行
一時払変額終身保険「フォーライフ ロールアップ」の特徴		
<p>一生涯続く死亡保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金は、資産残高または死亡保険金の最低保証額のいずれか大きい金額の受け取りが可能 ・終身の死亡保障（加入年齢は0歳～満80歳まで） <p>最大120%まで増える死亡保険金の最低保証額（ロールアップ死亡保障）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用成果にかかわらず死亡保険金の最低保証額が毎年、基本保険金額の2%ずつ増加 ・死亡保険金の最低保証額の増加は10回目の契約応当日まで（最大120%） ・一度増加した死亡保険金の最低保証額はその後下がらない <p>簡単な申し込み手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業告知」のみの簡単な手続きで、最高3億円まで申し込み可能 		

ハートフォード生命は、米国の大手保険および金融サービス会社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクの日本法人です。2000年12月に営業を開始し、2008年6月末現在、3.8兆円の特別勘定資産残高を有し、変額個人年金保険市場でトップクラスの実績を収めています。当社は、「セカンドライフの達人」として、お客様に安心してセカンドライフを過ごしていただけるよう最適なソリューションを提供するリタイアメント・ソリューションのトップ・ブランドを目指します。

「フォーライフ ロールアップ」について
ハートフォード生命保険株式会社の変額終身保険A型
ロールアップ死亡保障特約（終身保険用）
変額終身保険のリスクと手数料について

変額終身保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高・解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

- 「フォーライフ ロールアップ」はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
 - 解約・一部解約を行った場合には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること（元本割れリスク）があります。
 - 契約時費用：ご契約の締結などに必要な費用です。一時払保険料や増額保険料の5%相当額が保険料のファンドへの繰入の際に保険料から控除されます。
 - 保険関係費用：ご契約の新規成立や維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を支払うために必要な費用です。ファンドの資産残高に対する割合（率）で決められており、資産残高に対して年率2.30%の割合で乗じた金額の1/365が資産残高から毎日控除されます。
 - 運用関係費用：ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率0.5250%程度（税抜年率0.5059%程度）の割合で信託財産から毎日控除されます。
- 信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用はファンドがその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- 運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
 - 解約控除：ありません。
- ※ この商品にかかる費用の合計額は、「ご契約時の費用（「契約時費用」）」と「保険期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用」）」となります。また、特定のお客さまには「増額時の費用（「契約時費用」）」および「年金管理費」がかかります。

以上

別紙：一時払変額終身保険「フォーライフ ロールアップ」の商品概要

別紙. 一時払変額終身保険「フォーライフ ロールアップ」の商品概要

正式名称	変額終身保険 A 型 ロールアップ死亡保障特約（終身保険用）
加入年齢（被保険者）	0 歳～満 80 歳
保険料払込方法	一時払のみ
払込保険料	200 万円～3 億円（1 円単位）
告知項目	職業告知のみ
特別勘定（ファンド）	名称：世界アセット H 6 S S 基本配分比率 日本株式：10% 外国株式：30%（為替ヘッジあり） 日本債券：25% 外国債券：35%
保険期間	終身
付加できる特約	相続年金支払特約
死亡保険金の最低保証額 （ロールアップ死亡保障）	契約日の 1 年後から 10 年後まで、毎年の契約応当日に基本保険金額の 2%相当額が最低保証額に加算される。（増額や一部解約が行なわれた場合には再計算される）
増額	100 万円以上（1 円単位）
クーリング・オフ制度 （お申し込みの撤回等）	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日と申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内（消印有効）であれば、書面により申し込みの撤回等を行うことが可能。
ご契約時・増額時の費用	契約時費用： 一時払保険料・増額保険料の 5%
運用期間中の費用	保険関係費用： 資産残高に対して年率 2.30% 運用関係費用： 投資信託の信託財産に対して年率 0.5250% 程度（税抜年率 0.5059%程度）
死亡保険金の年金払を 選択した場合の年金支 払期間中の費用	年金管理費： 年金額の 1%（年金支払時に控除）

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。本保険商品は、将来受け取る保険金額や解約時の払戻金額などがファンドの運用実績によって変動する変額終身保険です。本保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をご覧のうえ、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、本リリースは販売促進およびマーケティングの一環として作成されており、ファイナンシャル・プランニングおよび法律に関する助言を提供するものではありません。これらに関しましては、専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思います。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2007 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。